

- ・対象となるのは、保険診療が適用された入院・通院・調剤・訪問看護・柔道整復施術療養費です。
- ・保険診療外(検診料、予防接種、入院時の食事代等)や災害共済給付(スポーツ保険)を受けた場合は助成対象外です。
- ・社会保険等の方で高額療養費および付加給付金がある場合は、先に高額療養費の申請手続きをしてから決定通知書と領収書(原本)を提出してください。自己負担額から決定額を控除した額を助成します。
- ・助成金振込日が金融機関の休業日の場合は、前営業日の振り込みとなります。
- ・生活保護受給世帯は医療費助成の対象にはなりません。

子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度には、「子ども医療費助成事業」と「子ども医療給付事業」の2種類があります。

区分	子ども医療費助成事業	子ども医療給付事業
対象者	0歳から中学3年生終了までの子ども	0歳から高校3年生終了までの住民税非課税世帯の子ども
支給方法	自動償還払い(窓口で一旦支払い、後日市から振込)	現物給付(窓口での支払い不要)
受給資格者証の色	水色	オレンジ色
助成金振込日	最短で受診日から2カ月後の26日 福祉課に直接申請の場合は、申請月の翌月26日	
手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の窓口で受給資格者証を提示してください。 ※受給資格者証を提示し忘れた場合や県外の医療機関を受診した場合は、窓口で一旦お支払いいただき、領収書等を持参の上、福祉課で申請をすると後日市から振り込まれます。 	

※子ども医療給付事業対象者で他の医療費助成制度も対象となる子どもについては、**併用ができないためどの制度を利用するか選択**する必要があります。

※税の修正申告等により課税状況に変更があった場合は、該当事業が変更になる場合がありますので福祉課までお知らせください。

重度心身障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度

■助成申請手続き

受給資格者証、健康保険証、印鑑、医療機関等の領収書を持参し、福祉課窓口で申請手続きを行ってください。
※郵送での申請も受け付けています。

■申請期間

申請する前の月の診療分から申請受付を行います。なお、医療費助成金の申請期間は診療月から2年間です。
例：令和4年4月に申請できるのは、令和2年4月から令和4年3月診療分まで

■助成金振込日

申請月の翌月18日

制度名称	対象者
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方 ・知能指数35以下(療育手帳のA1、A2、B1の一部)の知的障害の方 ・身体障害者手帳の3級で知能指数50以下の方
ひとり親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭の父と児童または母子家庭の母と児童 ・父母のいない児童 ・父または母が法に定める障害の状態の児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母が1年以上遺棄している児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 <p>※所得制限あり。重度心身障害者医療費助成対象者除く。</p>

ごみ収集

ごみの収集回数と収集日の変更について

令和4年4月1日から、ごみの収集回数が見直しを行い、収集日が下記の表のとおりに変更になります。環境課題であるごみの排出削減やリサイクル率の向上、地球温暖化対策(脱炭素社会の実現)など、多くの課題を解決するため効果的な環境施策を実施し、その目標は市民一人一人の協力がなければ達成することができません。

ごみ収集体制の変更について、ご理解、ご協力をお願いします。

4月1日からの収集回数と収集日の変更

- ・もえるごみ 週3回↓週2回
 - ・もえないごみ 週1回↓月1回
- ※資源ごみはこれまで通り週1回の収集を行います。
- 問合せ 市民生活課環境整備係 TEL 7 6 - 1 0 9 7

ごみの種類	枕崎校区	別府校区	桜山・金山校区	立神校区
もえるごみ	月曜日 金曜日	月曜日 金曜日	水曜日 土曜日	水曜日 土曜日
もえないごみ	第1水曜日	第2水曜日	第3金曜日	第4金曜日
資源ごみ	火曜日	火曜日	木曜日	木曜日

滞納整理

3月は市税等滞納整理強化月間です

「差押え」を強化します
市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3～5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組みます。納税について誠意の見られない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、搜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

納期限を過ぎて納付した場合は「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに督促手数料(1期ごと100円)、延滞金(納期限1カ月経過までは年2・4%、1カ月経過後は年8・7%)も納めなければならなりません。延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。市税等の納め忘れがある方は早めに納付をお願いします。

「口座振替」のご利用を

「口座振替」のご利用を
口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間が省け、納め忘れもなく便利で安心です。手続きは税務課または市内金融機関で行えますので、ぜひ、口座振替の申請手続きをお願いします。

納税が困難な方はご相談を

納税が困難な方はご相談を
災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに税務課にご相談ください。

差押動産をネット公売

差押動産をネット公売
市税の滞納処分による搜索にて差押えた動産(陶磁器および木製品類等35点)をKS1官公庁オークションでネット公売し、売却代金21万9400円を滞納市税に充当しま

した。引き続き4月にも差押動産のネット公売を予定しています。原則どなたでも参加申込みできます。申込等の詳細については、市ホームページのインターネット公売をご参照ください。

【ネット公売物件(一部)】



●本市の差押換価実施件数等

内訳	令和2年度(実績)	令和3年度(R4.2未現在)
給与等	73件	95件
預貯金	37件	22件
生命保険	1件	-
動産(搜索)	-	35(1)件
その他債権	39件	32件
計	150件	184件
換価による税収等	5,193,672円	5,402,101円

■問合せ 税務課滞納整理係 TEL 7 6 - 1 0 6 5